○関東地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十五日　関東地方整備局長　泊　宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
大月市笹子町黒野田字本畑三六四番一から甲州市大和町初鹿野字廣川原二二三六番一まで	前	七・七〇メートル～五二・五〇メートル
	後	二〇・八一メートル～一三五・八四メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十五日　関東地方整備局長　泊　宏

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　二百四十六号　伊勢原市上粕屋字秋山三〇八二番一地先から同市上粕屋字的場二八二番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十五日

○九州地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十五日　九州地方整備局長　増田　博行

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　二百八号　柳川市大和町鷹ノ尾字神田町一四三番から同市大和町鷹ノ尾字神田町一二二番まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十五日

○九州地方整備局告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十五日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	十号	鹿児島市吉野町九六二三番一地内	九州地方整備局及び鹿児島国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月十六日

○九州地方整備局告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十五日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百八号	柳川市大和町鷹ノ尾字神田町一四三番から同市大和町鷹ノ尾字神田町一二二番まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月十六日

国会事項

衆議院

議案提出

三月十三日内閣から提出した議案は次のとおりである。

民法の一部を改正する法律案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案

法務局における遺言書の保管等に関する法律案

要求書受領

三月十三日、内閣から、人事官に立花宏を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、食品安全委員会委員に佐藤洋、川西徹、吉田緑、香西みどり、堀口逸子及び伊藤充を任命したいので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、再就職等監視委員会委員長に井上弘通を、同委員に伊東研祐、篠原文也、平田眞理子及び鍋島美香を任命したいので、国家公務員法第百六条の八第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、行政不服審査会委員に戸塚誠、交告尚史及び中山ひとみを任命したいので、行政不服審査法第六十九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、国地方係争処理委員会委員に富越和厚、成瀬純子、牛尾陽子、辻琢也及び齋藤誠を任命したいので、地方自治法第二百五十条の九第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、日本銀行総裁に黒田東彦を、同副総裁に若田部昌澄及び雨宮正佳を任命したいので、日本銀行法第二十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、労働保険審査会委員に渡邉英寿を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸審議会委員に和田貴志を任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に佐脇浩及び佐々木隆一郎を任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。